

平成21年度税制改正の概要

<中小企業関係税制>

平成21年2月
中小企業庁

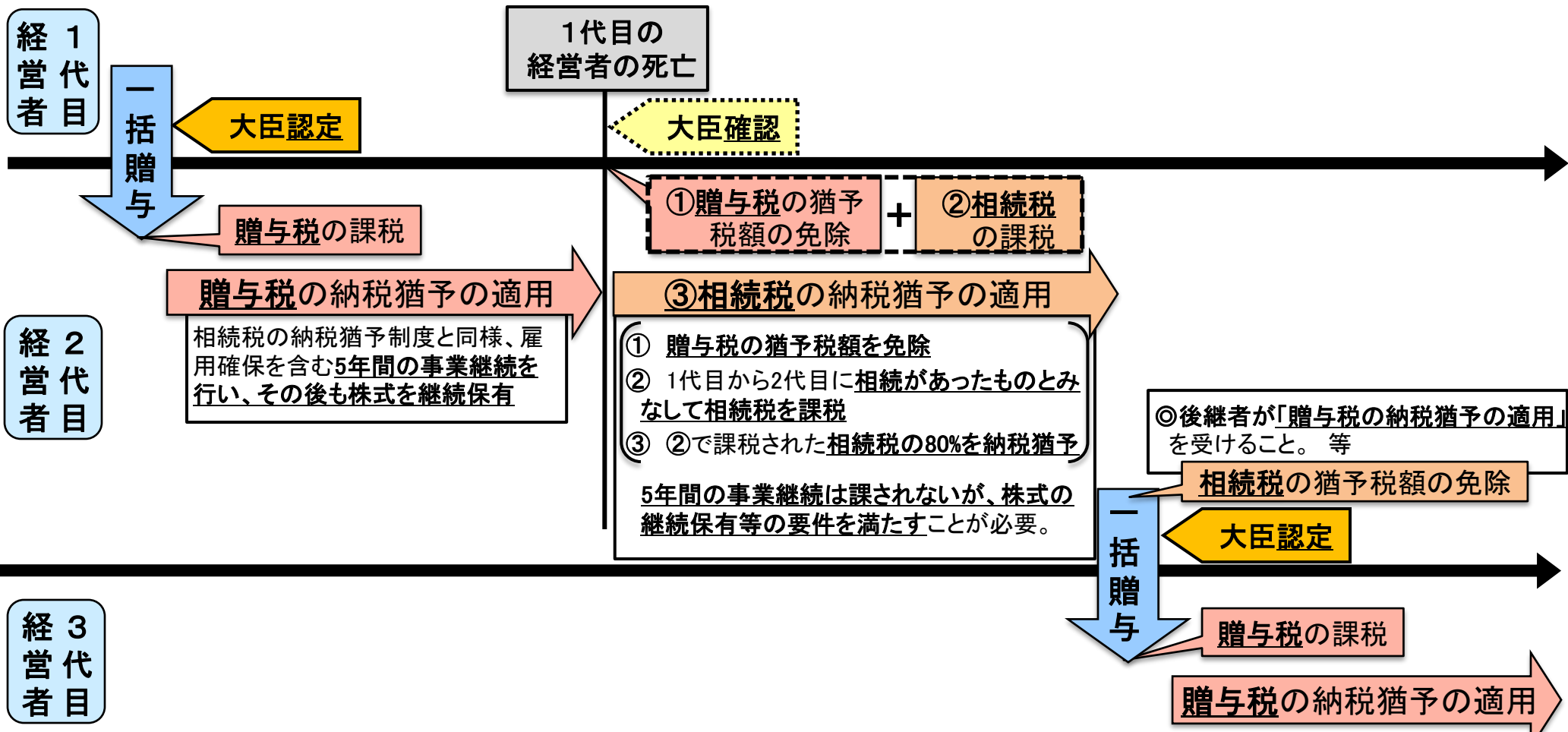
【目 次】

1. 事業承継税制の全体像 [P 2](#)
2. 中小企業対策税制【生活対策】 [P 13](#)
 - ①中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ
 - ②中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活
3. 地域コミュニティを担う商店街の活性化に向けた税制支援の拡充 [P 16](#)
4. 中小企業の地力の強化・新たな事業活動展開の支援税制の延長等 [P 18](#)
 - ①中小企業の事業再生を支援する新たな認定スキームの創設に基づく税制措置 [P 18](#)
 - ②中小企業の新たな事業活動を促進させる税制措置の延長 [P 20](#)
 - ③中小企業に対する人材投資促進税制の延長 [P 21](#)
5. エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の拡充 [P 22](#)
6. 地域や中小企業に配慮した企業再生税制の拡充等 [P 23](#)
7. その他の改正項目 [P 24](#)

事業承継税制の全体像

- 非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充を図るとともに、対象を中小企業全般に拡大(平成20年10月1日以後の相続から遡及適用)。
- 平成21年度税制改正において、「猶予税額が免除される一定の場合の具体化」や親族に対する贈与税の納税猶予制度(平成21年4月1日以後の贈与から適用)の創設などを決定。
- 相続のみならず生前贈与による株式の承継に伴う税負担を軽減し、事業承継の一層の円滑化を図る。

事業承継税制の全体像のイメージ 《生前贈与により株式の承継を行っていくケース》



相続税の納税猶予制度の概要

○ 後継者(＝相続人。先代経営者の親族。)が、株式の相続を受けた場合には、**当該後継者の相続税の納税を猶予(相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分)。**

【平成20年10月1日以降の相続から適用】

※図中の下線部分は、「平成21年度税制改正の要綱」で決定した部分

【計画的な承継に係る取組】

○計画的な承継に係る取組(後継者の確定、株式の計画的承継等)に関する経済産業大臣の確認。

以下の場合には大臣確認は不要

- ①施行直後(平成20年10月1日から平成22年3月31日)
- ②先代経営者が60歳未満の場合
- ③先代経営者から公正証書遺言により取得する株式を合わせると、後継者が発行済議決権株式の過半数を有する場合

【後継者の要件】

- 会社の代表者であること。 ※「親族」とは、①6親等の血族(甥、姪等)、②配偶者、③3親等以内の姻族(娘婿等)である。
- 先代経営者の親族であること。
- 後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主となる場合。(1つの会社で適用される者は1人)

【事業継続要件】

- 5年間の事業継続。具体的には、
 - ・代表者であること。
 - ・雇用の8割以上を維持。
 - 厚生年金保険及び健康保険加入者をベース
 - ・相続した対象株式の継続保有。
 - 組織再編を行った場合であっても、実質的な事業継続が行われているときには認定を継続

【先代経営者の要件】

- 会社の代表者であったこと。
- 先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主であった場合。

先代経営者

株式の相続

後継者

事業継続期間(5年間)

会社

認定

経済産業大臣

【認定基準】
先代経営者、後継者及び会社に係る要件等に該当しているか否か。

事業継続の
チェック

※事業継続期間は毎年1回、その後は3年毎に
税務署長への届出も必要

その後は、対象株式を継続保有していれば、猶予が継続され、次の場合に相続税の猶予税額を免除する。

- 経営者が死亡した場合
- 会社が破産又は特別清算した場合
- 対象株式の時価が猶予税額を下回る中、当該株式の譲渡を行った場合(ただし、時価を超える猶予税額のみ免除)
- 次の後継者に対象株式を一括贈与した場合

- 【認定対象会社の要件】
- 中小企業基本法の中小企業であること。(特例有限会社、持分会社も対象。)
 - 非上場会社であること。
 - 資産管理会社に該当しないこと。等

「有価証券、不動産、現預金等の合計額※が総資産額の70%を占める会社」及び「これらの運用収入の合計額が総収入金額の75%以上を占める会社」(事業実態のある会社は除く。)等

※その後の資産管理会社の判定においては、この「合計額」に、過去5年間に、後継者と同族関係者に支払われた配当等を加える。

後継者の死亡以外の場合で、猶予された相続税額が免除される場合(平成21年度税制改正において具体化)

- 昨年の税制改正の要綱の「相続税の猶予税額が免除される一定の場合」を具体化する。

「平成20年度税制改正の要綱」(平成20年1月11日)(抄)

(3) その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等の一定の場合には猶予税額を免除する。

(1) 会社が破産又は特別清算した場合

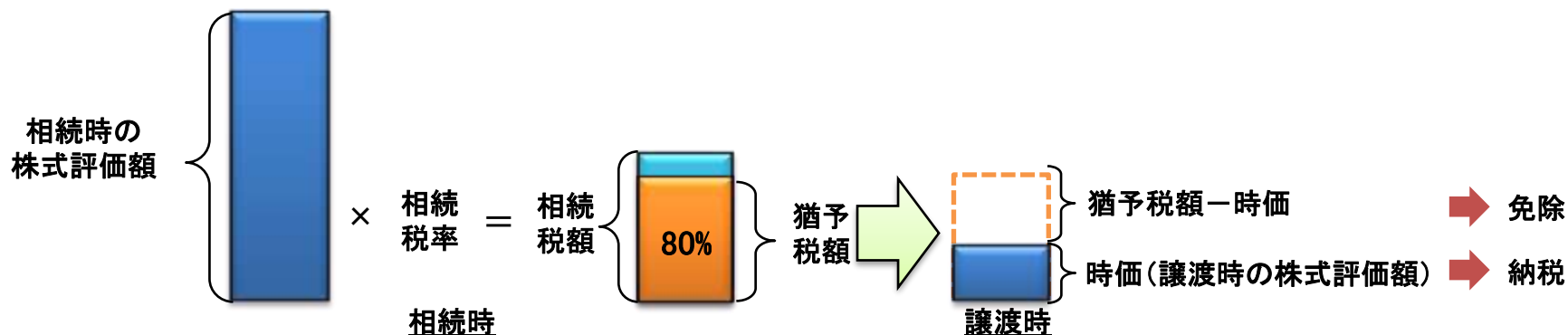
- 会社が、債務超過に陥り、破産又は特別清算した場合には、株主たる猶予対象者に分配される会社財産はなく、納税の困難性にかんがみて、猶予税額は免除。
- ただし、直前の5事業年度において、「猶予対象者及び当該者と生計を一にしている者」が受け取った配当及び過大役員報酬等は納税。

(※1) 「過大役員報酬等」とは、法人税法第34条及び第36条により損金算入されない報酬。

(※2) 通常清算の場合や配当等について納税を求めると、多額の配当等を受け取り、猶予税額の免除目的の計画倒産を防止。

(2) 納税猶予対象株式の時価が猶予税額を下回る中、事業を継続するため、当該株式を譲渡した場合

- 納税猶予対象株式の時価が猶予税額を下回るほど下落した場合に、猶予税額の全額納付を求めると、事実上、事業継続のための株式譲渡が困難になる。このため、①同族関係者以外の者に対して、②保有株式の全部を譲渡した場合には、時価を超える猶予税額を免除(時価又は譲渡価額のいずれか高い方を上限として納税。下図参照。)
- ただし、直前の5事業年度において、「猶予対象者及び当該者と生計を一にしている者」が受け取った配当及び過大役員報酬等は納税。



(3) 次の後継者に納税猶予対象株式を贈与して、事業の継続を図る場合

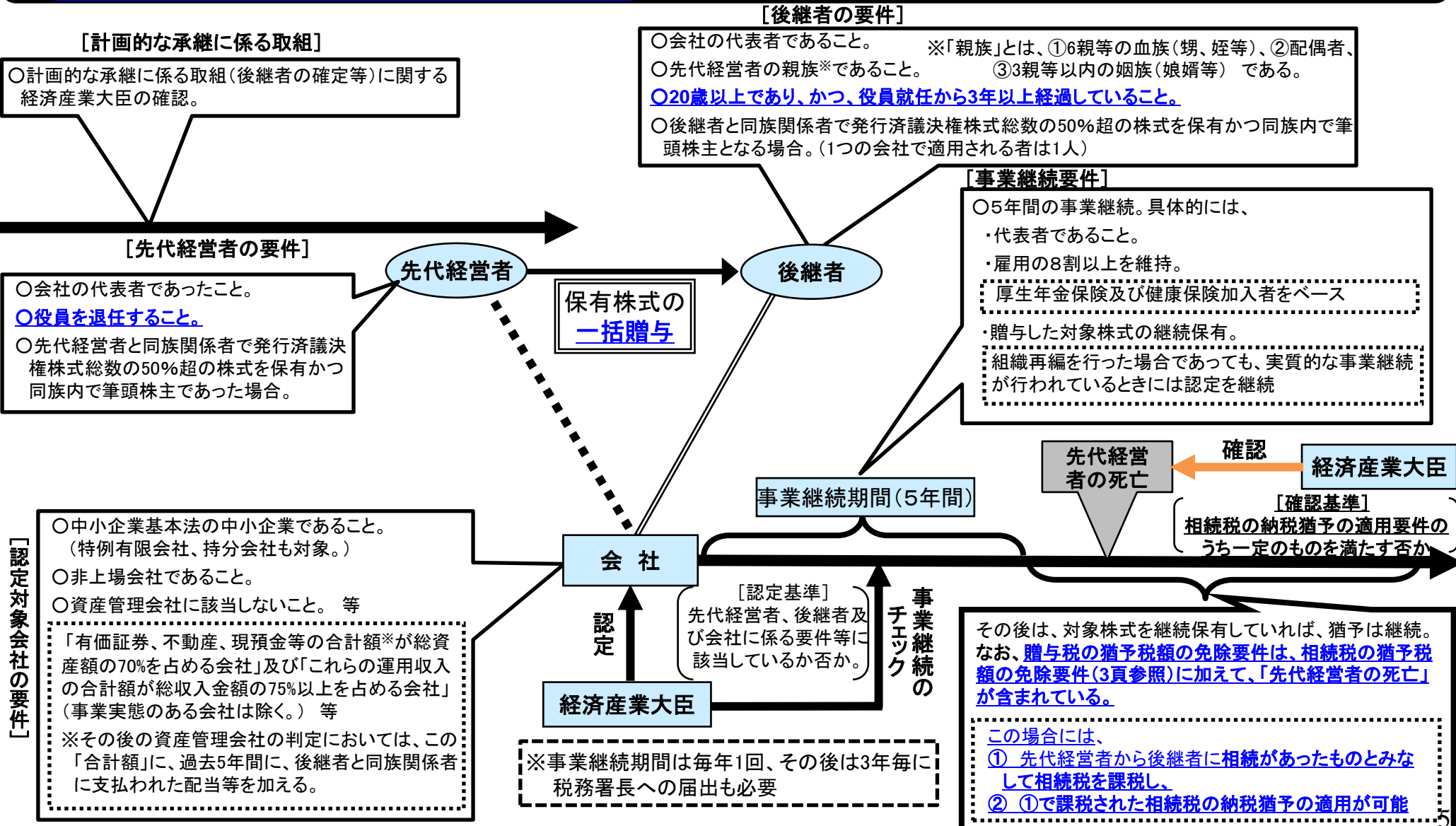
- 猶予対象者が、次の後継者(経営者の親族)へ対象株式を一括贈与する場合には、相続税の猶予税額を免除。

(※) 「猶予対象者が役員から退任すること」、「次の後継者が贈与税の納税猶予の適用を受けること」等が必要。

贈与税の納税猶予制度の概要【平成21年度税制改正の要綱において創設が決定】

- 後継者(=受贈者。先代経営者の親族。)が、一括で自社株式の贈与を受けた場合には、当該後継者の贈与税の納税を猶予(贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分)。
- なお、基本的に、適用要件は相続税の納税猶予制度におけるものと同様である。【平成21年4月1日以降の贈与から適用】

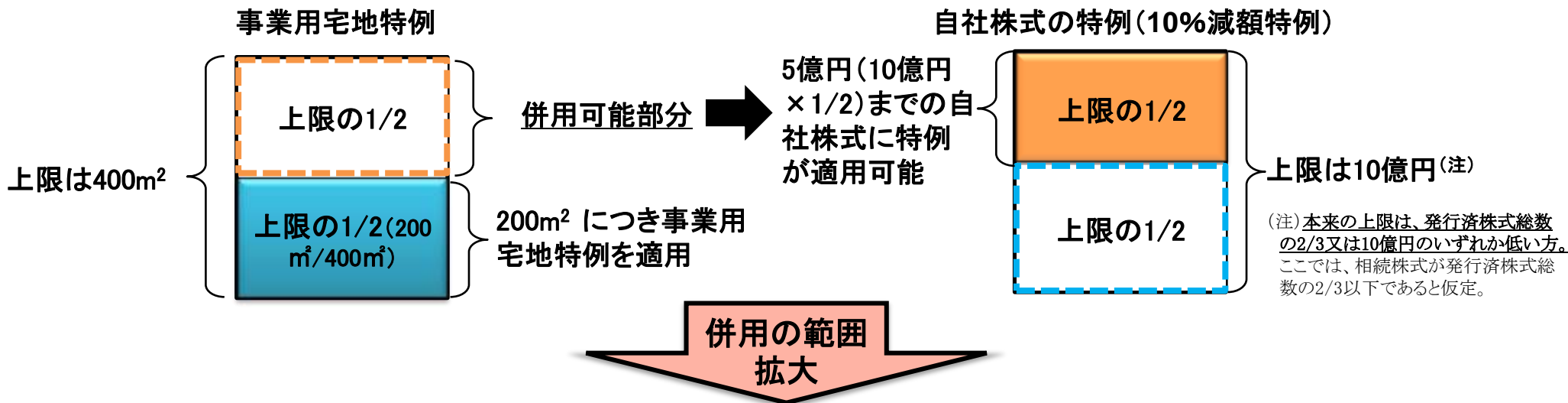
※図中の下線部分は、相続税の納税猶予制度との相違部分



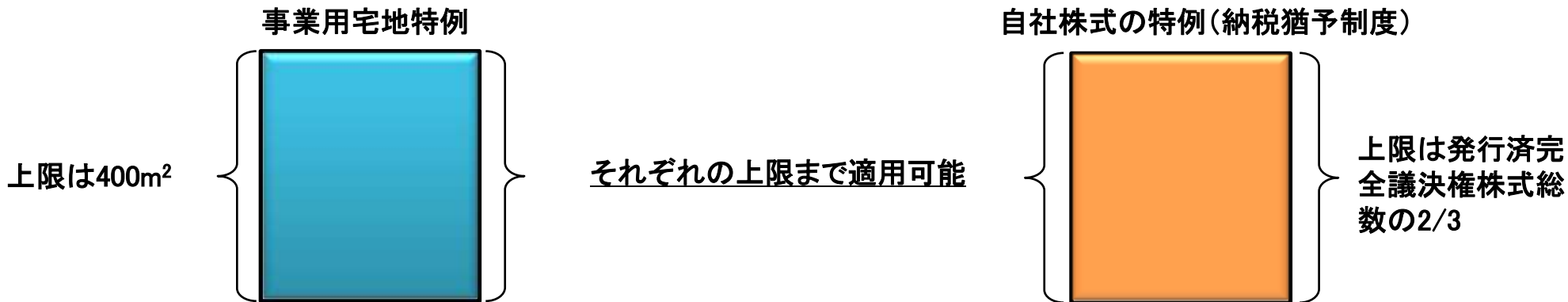
小規模宅地特例との併用

- 現在、「自社株式に係る相続税の10%減額特例」と「小規模宅地特例(事業用宅地の場合、400㎡までにつき80%減額)」との部分併用が可能である。
- 今回、併用の範囲を拡大し、「自社株式に係る相続税の納税猶予制度」と「小規模宅地特例」との完全併用を認める。

現行：部分併用(相続税の10%減額特例との併用) <200㎡の事業用宅地と自社株式を相続したケース>



新制度：完全併用(自社株式に係る相続税の納税猶予制度との併用)



その他の主要項目

(1) 利子税の扱い

- 納税猶予取消しの場合に猶予税額と併せて納付すべき利子税の税率は、特例により2.2%（日銀の基準割引率0.5%の場合）とする。（利子税の本則税率を6.6%から3.6%に引下げ）

	現行		21年度税制改正
本則税率	6.6%	➡	3.6%
特例税率 (日銀の基準割引率0.5%の場合)	4.0%	➡	2.2%

(2) 贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度との併用

- 後継者が、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている場合であっても、**後継者を含む推定相続人は相続時精算課税制度を利用可能**。例えば、経営者が発行済議決権株式総数の2/3を超える株式を保有している場合に、納税猶予の対象外となる株式を、相続時精算課税により贈与を受けることが可能。

(参考) 租税回避行為への対応【平成21年度税制改正の要綱において決定】

- イ 資産保有型会社の判定において、過去5年間に経営承継相続人及びその同族関係者に対して支払われた配当や過大役員給与等に相当する額を特定資産及び総資産の額に加算する。
- ロ 相続開始前3年以内に経営承継相続人の同族関係者からの現物出資又は贈与により取得した資産の合計額の総資産に占める割合が70%以上である会社に係る株式等については、本特例を適用しない。
- ハ 上記のほか、経営承継相続人等の相続税等の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為に対応するための措置を講ずる。

経過措置

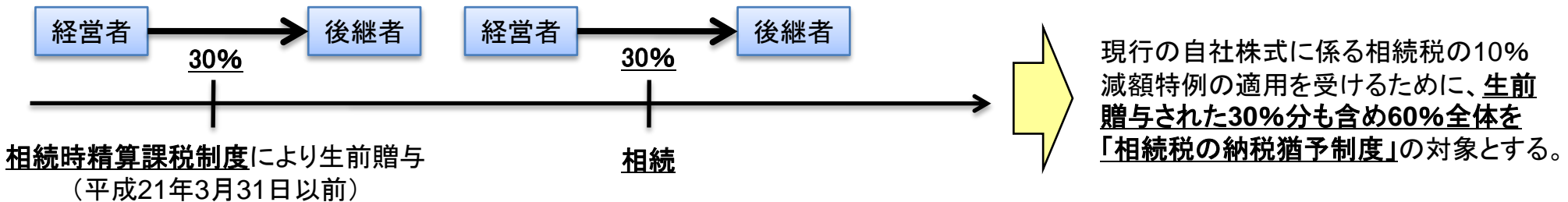
(1) 現行の自社株式に係る相続税の10%減額特例の廃止に伴う措置

○ 現行の自社株式に係る相続税の10%減額特例は平成21年3月31日で廃止。ただし、既に、当該特例の適用を受けるために、相続時精算課税により贈与された株式については次の経過措置を講じる。

- ① 相続時に適用要件を満たしている場合には、10%減額特例を適用
- ② 贈与を受けた者が後継者で、適用要件を満たしている場合には、相続税の納税猶予を適用。

(※)平成21年度末までに届出が必要

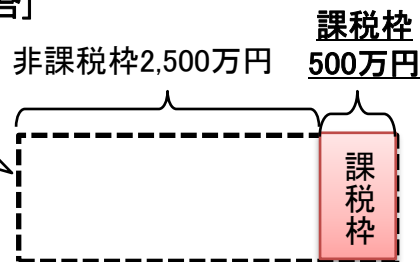
《相続時精算課税により生前贈与している場合(経営者が発行済議決権株式総数の60%を保有しているケース)》



《(参考)相続時精算課税制度の課税方法》

[3,000万円の生前贈与を受けた場合]

贈与者: 満65歳以上の親
受贈者: 満20歳以上の子である推定相続人



《参考》暦年課税の場合
納付税額 1220万円

納付税額 (贈与税) 100万円

- 相続時に、贈与財産を、贈与時の時価で相続財産に合算して、相続税額を計算。
- 贈与時に納付した贈与税額は相続税額から控除(贈与税額が相続税額を上回る場合は還付)

(2) 現行の中小オーナー経営者に対する相続時精算課税制度の特例の廃止に伴う措置

○ 現行の中小オーナー経営者に対する相続時精算課税の特例(贈与者の年齢制限を60歳以上に緩和、非課税枠を3000万円に拡大。)を廃止。贈与を受けた後継者が、適用要件を満たしている場合には、相続税の納税猶予を適用。

四 相続税制

1 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度等の創設

(1) 経営承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等(相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予することとする。

(注)「経営承継相続人」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定に基づき経済産業大臣の認定を受け一定の非上場会社(以下「認定中小企業者」という。)の代表者であった者の後継者をいう。

(2) 以下のような非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度を創設する。

① 認定中小企業者の代表者であった者の後継者として経済産業大臣の確認を受けた者が、その代表者であった者から贈与によりその保有する当該会社の株式等の全部(贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「猶予対象株式等」という。)を取得し、その会社を経営していく場合には、その猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予することとする。

② 贈与者の死亡時には、その後継者が猶予対象株式等を相続により取得したものとみなして、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。

(別紙)事業承継税制

1 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度

(1) 概要

経営承継相続人が、相続等により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社(以下「認定中小企業者」という。)の議決権株式等を取得した場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、その議決権株式等(相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その認定中小企業者の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「特例適用株式等」という。)に係る課税価格の80%に対応する相続税額については、その経営承継相続人の死亡等の日までその納税を猶予する。

(注)「経営承継相続人」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号トに規定する経営承継相続人をいう。

(2) 猶予税額の計算

- ① 相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、経営承継相続人の相続税額を算出する。
- ② 経営承継相続人以外の相続人の取得財産は不変とした上で、経営承継相続人が、通常の課税価格による特例適用株式等のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額と、課税価格を20%に減額した特例適用株式等のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額の差額を、経営承継相続人の猶予税額とする。
なお、上記①により算出した経営承継相続人の相続税額からこの猶予税額を控除した額が、経営承継相続人の納付税額となる。

(3) 猶予税額の免除

その経営承継相続人が特例適用株式等を死亡の時まで保有し続けた場合は、猶予税額の納付を免除する。このほか、経済産業大臣の認定の有効期間(5年間)経過後における猶予税額の納付の免除については次による。

- ① 特例適用株式等に係る会社について、破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合には、猶予税額の全額の納付を免除する。
- ② 贈与税の納税猶予制度(後述)の適用を受ける後継者へ特例適用株式等を贈与した場合には、その適用を受ける特例適用株式等に係る相続税の猶予税額の納付を免除する。
- ③ 同族関係者以外の者へ保有する特例適用株式等を一括して譲渡した場合において、その譲渡対価又は譲渡時の時価のいずれか高い額が猶予税額を下回るときは、その差額分の猶予税額の納付を免除する。

なお、上記①、③の場合において免除するとされる額のうち、過去5年間に経営承継相続人及び生計を一にする者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額は免除しない。

(4) 猶予税額の納付

- ① 経済産業大臣の認定の有効期間(5年間)内に、経営承継相続人が代表者でなくなる等、当該認定の取消事由に該当する事実が生じた場合には、猶予税額の全額を納付する。
- ② ①の期間経過後において、特例適用株式等の譲渡等をした場合には、特例適用株式等の総数に対する譲渡等をした特例適用株式等の数の割合に応じて猶予税額を納付する。

(5) 利子税の納付

上記(4)により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、相続税の法定申告期限からの期間に係る利子税(年3.6%)を併せて納付する。

(6) 担保の提供

相続税の納税猶予の適用を受けるためには、原則として、特定適用株式等のすべてを担保に供さなければならない。

(7) その他

① 経済産業大臣の認定及び本制度の対象とならない資産保有型会社の判定において、過去5年間に経営承継相続人及びその同族関係者に対して支払われた配当や過大役員給与等に相当する額を特定資産及び総資産の額に加算する。

② 相続開始前3年間に経営承継相続人の同族関係者からの現物出資又は贈与により取得した資産の合計額の総資産に占める割合が70%以上である会社に係る株式等については、本制度を適用しないこととするほか、経営承継相続人等の相続税等の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為に対応するための措置を講ずる。

③ 経営承継相続人は、経済産業大臣の認定の有効期間(5年間)内は毎年、その後は3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。

④ 現行の特例については以下の措置を講ずる。

イ 特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例(以下「10%減額特例」という。)は、平成21年3月31日をもって廃止する。

なお、平成21年3月31日までに、10%減額特例の適用を受けるため相続時精算課税制度を選択して贈与を受けた株式等については、

(イ) 10%減額特例の適用要件を満たしている場合には、相続時に10%減額特例を適用する。

(ロ) 平成22年3月31日までに相続税の納税猶予の適用を受ける旨の選択をした経営承継相続人については、10%減額特例に代えて相続税の納税猶予を適用する。

ロ 特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例は、イ(ロ)と同様の経過措置を講じた上、廃止する。

⑤ 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行日(平成20年10月1日)以後の相続について適用を可能とする措置を講ずる。

また、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に開始した相続に係る被相続人の遺産に非上場会社の株式等が含まれており、かつ、当該被相続人がその非上場会社の代表者であった場合には、その相続に係る相続税の申告書の提出期限を平成22年2月1日まで延長する。

⑥ その他所要の措置を講ずる。

2 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度

(1) 認定中小企業者の代表者であった者の後継者として経済産業大臣の確認を受けた者が、その代表者であった者から贈与によりその保有する認定中小企業者の株式等の全部(贈与前から既にその後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分を上限とする。以下「猶予対象株式等」という。)を取得した場合には、猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予する。

(2) 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予と同様とする。

(3) 贈与者の死亡時には、引き続き保有する猶予対象株式等を相続により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。

(4) その他所要の措置を講ずる。

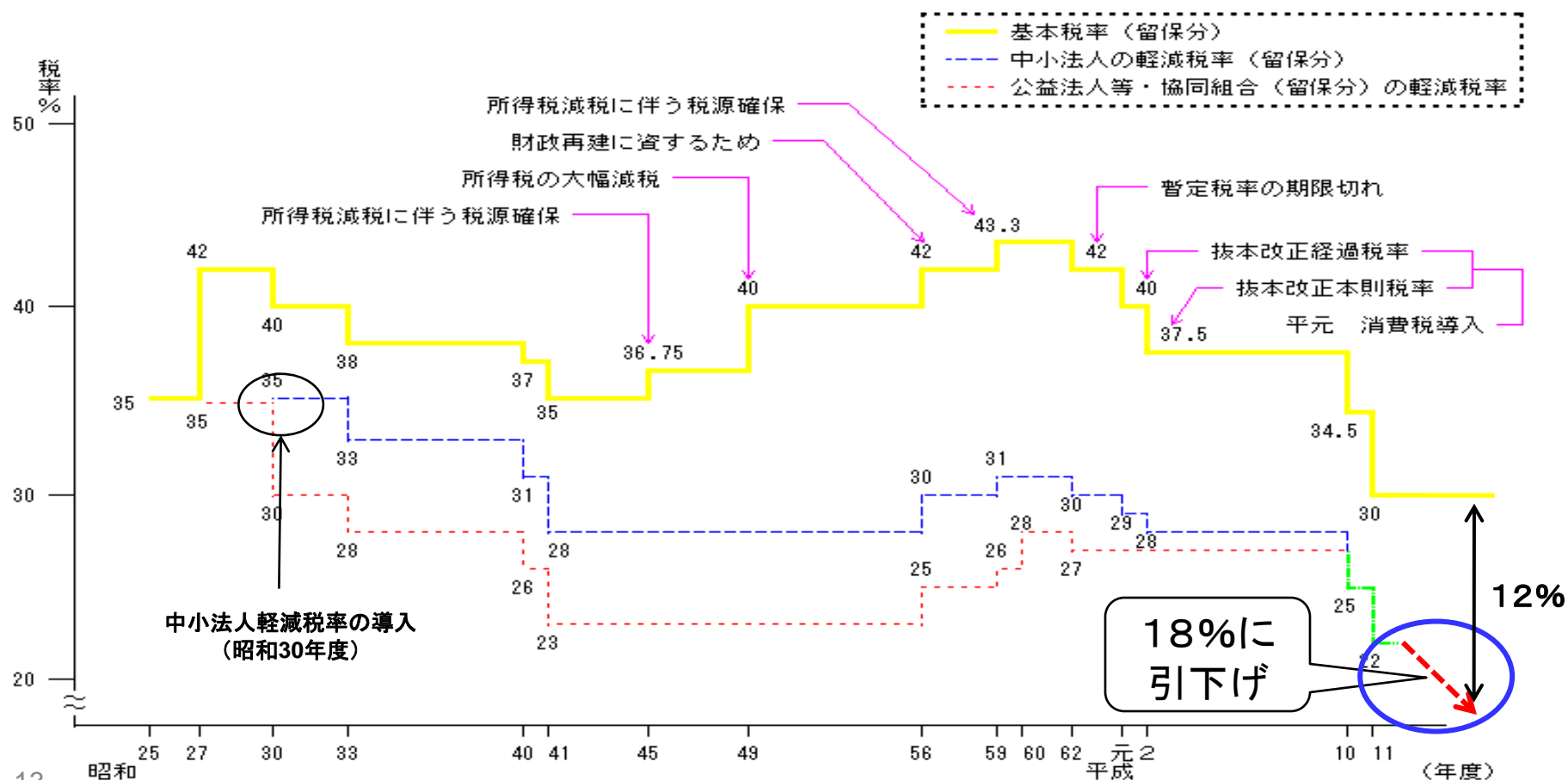
2. 中小企業対策税制【生活対策】

① 中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ (法人税)

中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ

〔年800万円以下の所得に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引下げ(2年間)〕

- 中小法人軽減税率は、これまで基本税率の引下げに合わせてしか引き下げられていなかった。
- 今回初めて軽減税率のみ引下げ。基本税率との差が過去最大レベル。



(注) 昭和41年度から資本金1億円超の法人については軽減税率が適用できないこととなり、中小法人の負担軽減を図る目的が明確化された。

○中小法人等の軽減税率引下げの概要

対象	現行制度の税率		引き下げ後の税率
大企業 資本金1億円超	所得区分なし	30%	30%
中小企業 資本金1億円以下	年所得800万円超の部分	30%	30%
	年所得800万円以下の部分	22%	18%
商工会、商工会議所、 中小企業等協同組合、 商店街振興組合など	所得区分なし	22%	22% (年所得800万円超の部分)
			18% (年所得800万円以下の部分)

※協同組合等が連結親法人である場合の税率は、単体制度と同様に、年800万円以下の金額に対して19%（現行23%）に引き下げる。

②中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活 (法人税)

○中小法人は、平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる法人税の還付を受けることができることとなる。

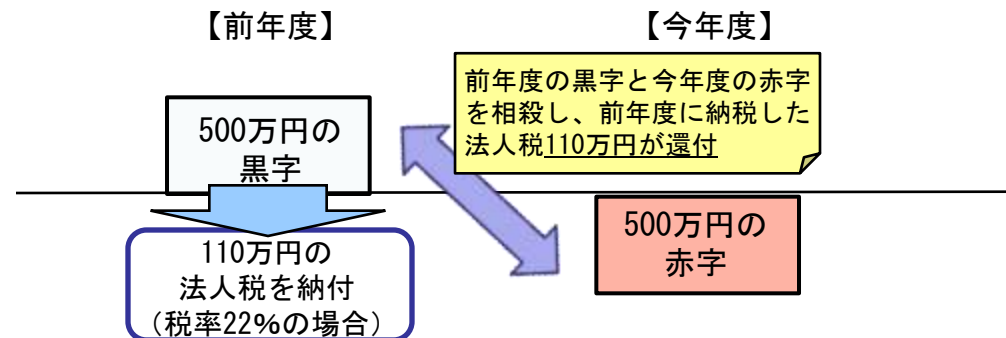
繰戻し還付の仕組み

前年度は黒字だったが経営が悪化して今年度に赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができる。

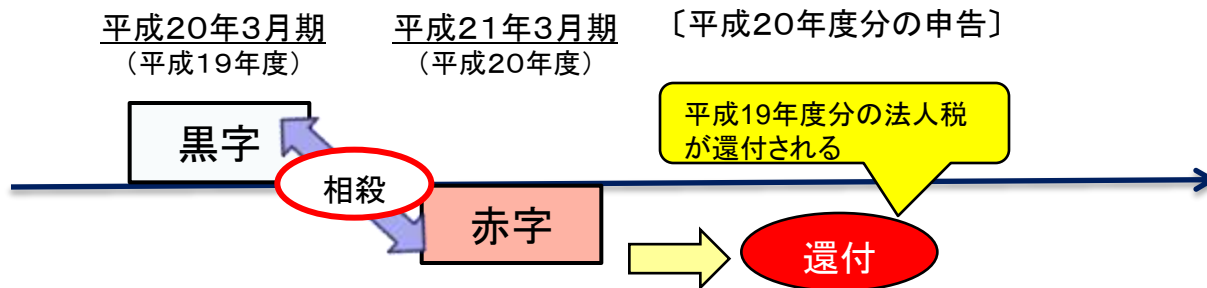
適用対象となる事業年度

平成21年2月1日以後に終了する各事業年度

繰戻し還付が適用できるケース



3月決算会社の場合



3. 地域コミュニティを担う商店街の活性化に向けた税制支援の拡充 (所得税、法人税)

- 商店街は現在、空き店舗の増加や来街者の減少といった厳しい状況に直面している。
- このような状況を踏まえ、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(仮称)」を制定するとともに、税制をはじめとする様々な政策手段を講じて商店街を支援することとする。

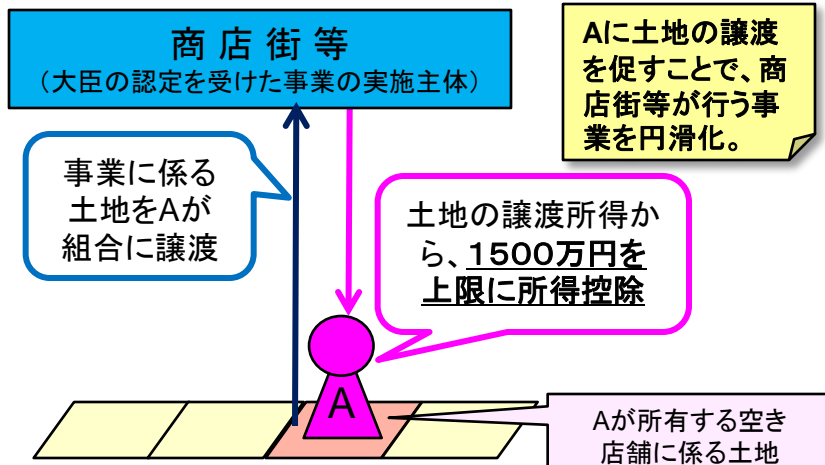
改正の概要

「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(仮称)」に定める計画に基づいて事業を行う商店街等に土地を譲渡した者に対して譲渡所得特別控除の適用を認め、**空き店舗に係る土地の譲渡を促す。当該土地には、共同店舗を設置して魅力的な個店を誘致するなど、商店街の活性化の取組を促進する。**

特別控除の適用を受けるための主な要件

- 「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(仮称)」に基づく計画の認定を受けた事業であること。
 - 当該事業が、以下の3つのいずれかを満たしていること。
 - ・高度化融資※を受けていること
 - ・建物の建設に係る補助金の交付を受けていること
 - ・日本政策金融公庫からの融資を受けていること
- 上記の3つのうち1つの要件を満たせば良いことから、事業者にとって利用しやすい税制となる。
- その他、事業において公共用の施設(コミュニティ施設等)を設置する等の要件を満たすこと。

※高度化融資: 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が都道府県に対して資金を貸付け、当該資金に都道府県が自らの資金を付加した上で、低利(商店街等については無利子)で融資を行う制度



商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(仮称)

地域に根差した特性を活かした商店街の活性化を図るため、商店街振興組合等が組合員と一体となって行う地域住民のための事業活動を促進。

1. 新法の考え方

○地域コミュニティの担い手としての機能を発揮する商店街の新たな取組を促進。

(取組事例)

地域への貢献：高齢者・子育て支援、宅配サービス
地域の魅力発信：地域イベント、商店街ブランド開発

○意欲のある商店街に対して、資金面からノウハウ提供まで総合的に支援。

地域活性化に取り組む商店街の事例

【岩内町名店街(北海道岩内町)】

・商店街の空き店舗を活用し、『いわない楽座』を設置。地域の特産品を扱う『アンテナショップ』、少子高齢化に対応した『コミュニティスペース』や『インターネットカフェ』として運営。地域住民のニーズにきめ細かく対応し、地域コミュニティ活性化に貢献している。



【水木しげるロード(鳥取県境港市)】

・境港市の4商店街では、歩道沿いに同市出身の水木しげるの人氣アニメ『鬼太郎』の妖怪オブジェを設置し『水木しげるロード』に。また、オブジェを利用したスタンプラリーの実施や、各店舗で『鬼太郎』にまつわる商品を販売することによって、地域の魅力を積極的に発信している。



2. 支援策の内容

地域コミュニティへの貢献を通じた商店街の活性化

《資金・税制支援を抜本的に拡充》

★補助金：21年度 **42億円の内数、補助率2/3**
(←20年度：30億円、補助率1/2)
二次補正 安全安心対策3億円、補助率2/3

★税制措置：**土地譲渡所得の1500万円特別控除**
商店街内の遊休土地の譲渡を促進(空き店舗対策)

★融資関連：**市町村による高度化融資(新設)、中小企業信用保険法の特例(填補率引上げ等)、小規模企業者等設備導入助成法の特例(無利子貸付割合の引上げ)**

《人づくり…「やる気」を喚起し、ノウハウを提供》

★「**全国商店街支援センター**」の取組を支援
人材研修、起業支援、支援人材の派遣(大手流通企業OB活用)、商店街活性化手法・ノウハウの提供・普及

《優れた取り組みを全国に普及》

★「**新・がんばる商店街77選**」
「**わたしたち元気です！商店街**」

《各省庁・自治体の連携で、効果的に実施》

★商店街振興に関わる省庁による連携体制を整備

★自治体：地域づくりと一体化した支援
国：全国へモデル普及、広域連携・異業種連携促進

4. 中小企業の地力の強化・新たな事業活動展開の支援税制の延長等

① 中小企業の事業再生を支援する新たな認定スキームの創設に基づく税制措置 (登録免許税、不動産取得税)

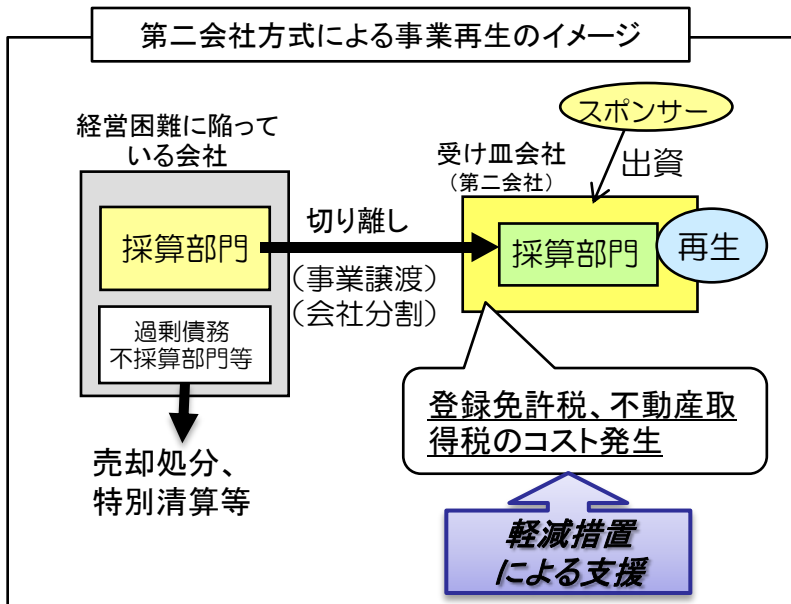
- 原油・原材料価格の急激な高騰等を背景として、中小企業の経営環境は悪化。倒産件数も増加傾向。
- 地域経済の中核を担う中小企業が、過剰債務の圧縮等を図り、事業の再生・継続を積極的に進めることは、地域経済の活力維持や雇用確保の観点から重要。
- このため、中小企業の事業再生を支援する新たな制度を創設し、税制上の支援措置を講じる。

改正の概要

産業活力再生特別措置法の改正により新たに「中小企業承継事業再生計画(仮称)」を創設し、「第二会社方式」※によって事業の再生・継続を図ろうとする中小企業の計画を主務大臣が認定。認定を受けた計画に基づいて実施される事業譲渡や会社分割について、登録免許税及び不動産取得税を軽減する。

※「第二会社方式」とは

経営困難に陥っている会社から事業譲渡や会社分割によって採算見込みのある事業を分離し、当該事業の再生・継続を図る手法。



軽減措置の内容

① 登録免許税(国税): 下表の軽減税率を適用。

	通常の税率	軽減後の税率
会社の設立、増資の登記	0.70%	0.35%
会社分割における資本金の登記	0.70%	0.35%
(資本金が増加(純増)しない部分の税率)	0.15%	0.10%
会社分割による不動産の所有権移転の登記	0.80%※1	0.20%
事業譲渡による不動産の所有権移転の登記	(土地) 1.00%※1	適用なし※2
	(建物) 2.00%	1.60%

※1 平成21年度から適用予定の税率を記載している。

※2 土地については租税特別措置法第72条により有利な税率が設定されていることから(平成21年度は1.0%の予定)、本件の軽減税率(1.6%)は適用されない。

② 不動産取得税(地方税): 税額の6分の1を軽減。

	通常の税率	軽減後の税率※3
事業譲渡(譲受け)による不動産の取得	(土地) 3.00%	2.50%
	(建物) 4.00%	3.33%

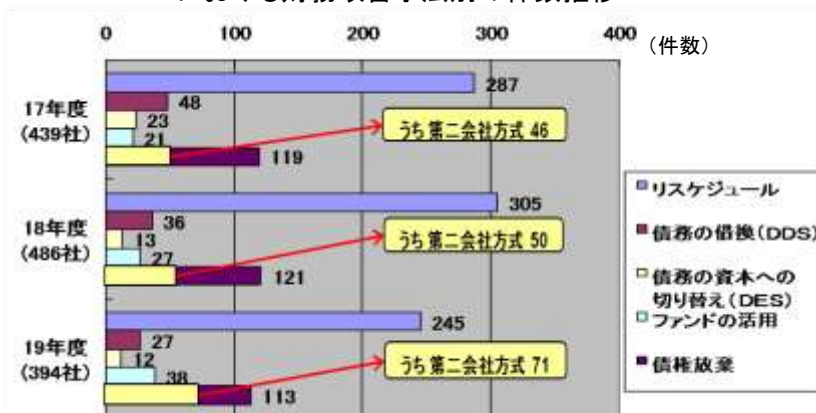
※3 税額の6分の1を軽減した場合に相当する税率を記載している。

「第二会社方式」による中小企業の事業再生を支援する新たなスキームの創設について

「第二会社方式」に対する政策的支援の必要性

- 「第二会社方式」による事業再生は、
 - ・ 金融機関の協力が得やすい(税務上の損金算入の手続が容易)
 - ・ スポンサーの協力が得やすい(想定外債務のリスクを遮断することが可能)といったメリットを有しており、近年、中小企業における活用件数は増加傾向。
- しかし、「第二会社方式」では事業譲渡や会社分割によって旧会社から事業を分離させることに伴い、以下のような課題も存在。
 - ・ 第二会社において事業譲受けの対価や事業継続に必要な運転資金を確保するために多額の資金調達を要する。
 - ・ 不動産取得税や登録免許税のコスト負担も大きい。
 - ・ 第二会社で継続を図る事業が行政庁の許認可等の対象となっている場合、改めて許認可等の取得申請を要するケースが多い。
- このため、「第二会社方式」に関する制度的課題に対応した総合的な支援スキームを創設することにより、地域中小企業の事業再生の一層の拡大を図っていく。

中小企業再生支援協議会の計画策定支援完了案件における財務改善手法別の件数推移



産活法の改正による新たな支援スキーム(中小企業承継事業再生計画(仮称))の創設

- 中小企業が第二会社方式により再生を図る計画(中小企業承継事業再生計画(仮称))を主務大臣が認定。
- 認定計画に対して、第二会社方式に特有の課題に対応するための総合的な支援措置を講じる。

【第二会社方式に特有の課題】

課題①: 許認可の再取得

- 第二会社が営業上の許認可を再取得する必要があるケースが存在。
- その場合、許認可取得の確実性がないため、スポンサーが協力に躊躇。
- また、手続きにコストや時間を要し、資金繰りが悪化。

課題②: 税負担の発生

- 事業継続に必要な資産の移転に際して、税負担が発生。

課題③: 多額の資金需要の発生

- 第二会社が事業を取得する際、旧会社に支払う事業対価が必要。
- また、その後の運転資金等の資金需要も発生。

【認定計画に対する支援措置】

支援措置①: 許認可承継の特例

- 旧会社が有する許認可について、第二会社への承継を円滑化する特例を措置。

支援措置②: 税負担の軽減

- 不動産取得税、登録免許税の軽減(今回の税制改正で措置)

支援措置③: 金融支援

- 信用保険法の特例による保証の別枠化
- 中小投資法の特例による出資上限の引上げ
- 政策金融公庫による低利融資

② 中小企業の新たな事業活動を促進させる税制措置の延長 (法人税、所得税)

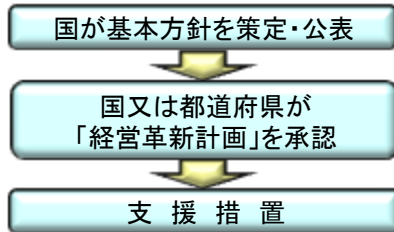
○中小企業の積極的な事業活動や新たな事業展開を促進するため、法律に基づいた一定の計画に従って新たな商品・サービスの開発・提供等を行い、その経営の相当程度の向上を目指した事業活動を行う中小企業者等に対して、事業の立ち上げや拡大に向けた設備投資を支援する税制措置の適用期限を2年間延長する。

改正の概要

○下記の法律に基づく計画の承認又は認定を受けた中小企業者等が取得する機械・装置について、特別償却(初年度30%)又は税額控除(7%)が認められている制度の適用期限を2年間延長する。

経営革新計画 (根拠法: 中小企業新事業活動促進法)

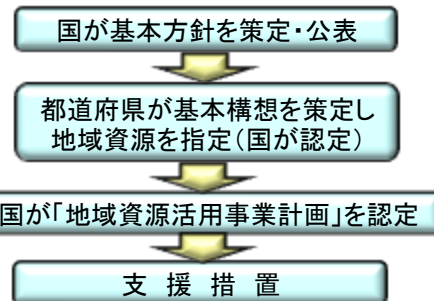
【スキーム図】



中小企業が新たな事業活動を行うビジネスプランを策定し、その経営の向上を図る取組を支援

地域産業資源活用事業計画 (根拠法: 中小企業地域資源活用促進法)

【スキーム図】

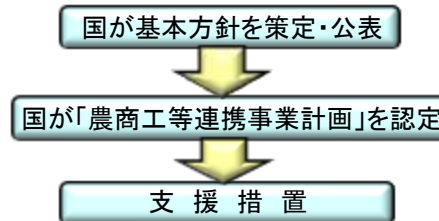


産地技術や観光資源等の地域資源を活用した新商品開発等の取組を支援

※税制上の支援措置を受けるためには、一定の要件を満たしていることについて経済産業大臣の確認を受ける必要がある。

農工商等連携事業計画(根拠法: 農工商等連携促進法)

【スキーム図】



中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、両者が共同で行う新商品開発等の取組を支援

※税制上の支援措置を受けるためには、一定の要件を満たしていることについて経済産業大臣の確認を受ける必要がある。

認定事例 (農業者と中小企業者の連携による商品開発)

安心・安全な農作物を生産する農業者、最新設備・技術を有する食品加工業者及び独自の特許技術を有する公的研究施設が一体となって、高齢化時代の介護・病院食の商品化を目指す。



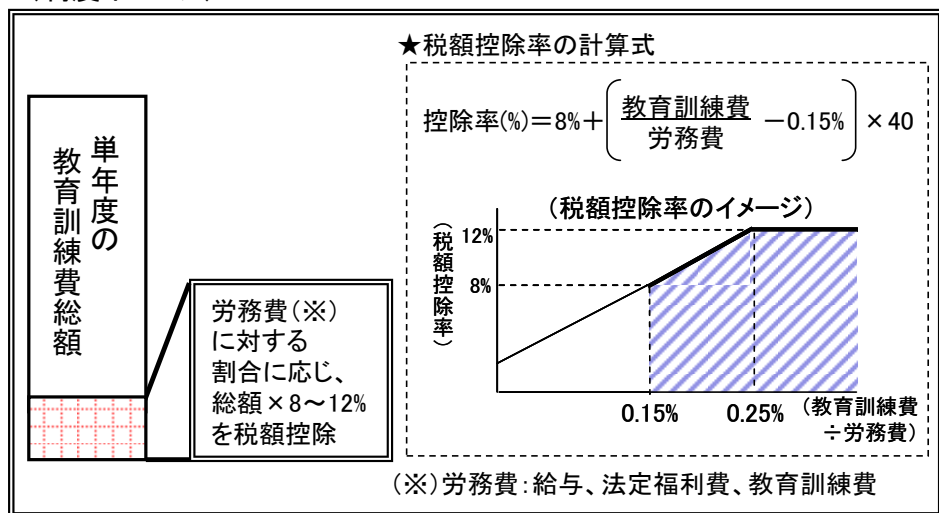
③中小企業に対する人材投資促進税制の延長 (法人税、所得税)

○人口減少下においても、わが国経済・産業の競争力・成長力を維持するためには、人材の育成を通じた生産性の向上を促進させることが重要。しかしながら、中小企業の教育訓練費は、90年代に落ち込んだまま横ばいとなっている。このため、中小企業の人材投資を増加させ、生産性向上や経営環境変化への対応力を強化させるべく、人材投資促進税制の適用期限を2年間延長する。

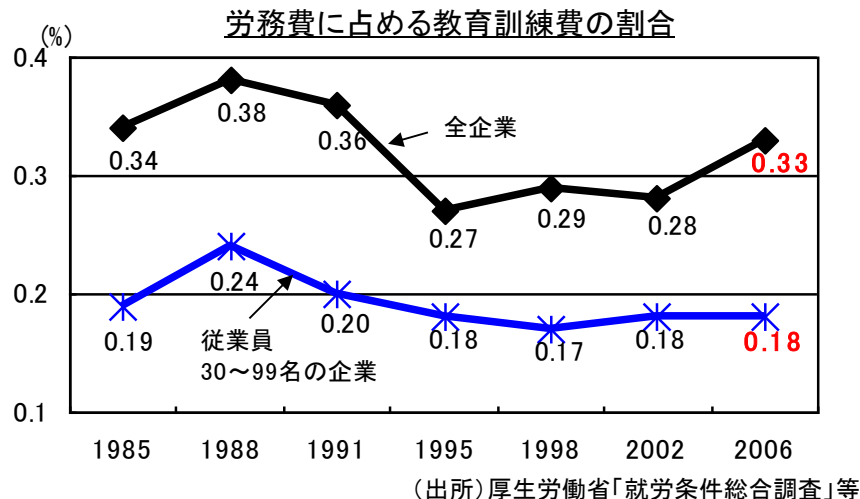
改正の概要

○教育訓練費の増減に関わらず、その事業年度(単年度)の労務費に占める教育訓練費の割合が一定水準(0.15%)以上の場合には、当該教育訓練費の総額の8~12%に相当する額を税額控除することができる制度を2年間延長する。

(制度イメージ)



(参考)



5. エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(エネ革税制)の拡充(法人税、所得税)

○多くの中小企業が活用している、現行のエネ革税制の対象設備のすべてについて、即時償却を認める。

改正の概要

○現行の特別償却(30%)を、初年度即時償却(取得価額の全額(100%))ができることとし(2年間)、期限も2年間延長する(平成23年3月31日まで)。

【即時償却を活用した具体的な例】

取得価額1,000万円、法定耐用年数10年の機械を取得した場合(償却前所得は1,000万円とする)。

償却初年度の比較

	特別償却(30%)	即時償却
償却前所得	1000	1000
償却可能な額	550	1000
課税所得	450	0
法人税額	99	0

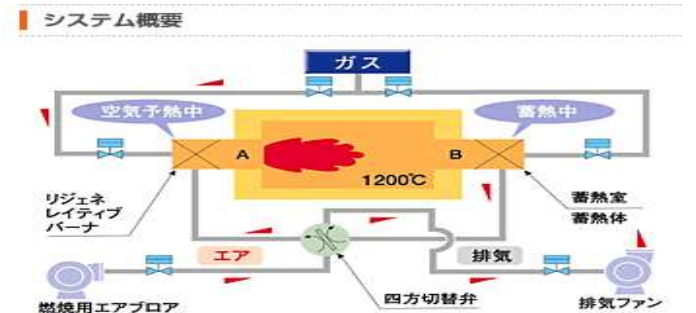
即時償却を利用した場合、**初年度の法人税は99万円軽減される。**

【中小企業が多く使用している対象設備の例】

高効率電動熱源機(ヒートポンプ)



高効率工業炉(金属熱処理加工設備)



6. 地域や中小企業に配慮した企業再生税制の拡充等 (法人税)

○地方公共団体から借り入れを受けている企業や中小企業にとって、企業再生税制が適用できない場面も多く、再生の障害となっているケースがある。以下の拡充等により、再生税制等の使い勝手を向上し、景気下ブレが本格化する中で、企業再生の加速化を図る。

現状

○法的整理(民事再生等)に準ずる私的整理のうち、一定の要件を満たし、**2行以上の金融機関等が債務免除を行った場合**、その債務者である法人について、以下の措置が講じられている。

- ① 資産の評価益の額又は評価損の額を益金の額又は損金の額に算入する措置
- ② 上記の適用を受ける場合に、繰越欠損金額の損金算入について青色欠損金額等以外の欠損金額を優先する措置

改正の概要

○中小規模再生特例の創設(資産評価差額の最低限度を引き下げ、専門家関与要件の緩和)

○企業再生税制の適用要件の緩和

- ・債務免除を行う者の対象範囲に「地方公共団体」を加え、「**一以上の金融機関と地方公共団体が債務の免除をすること**」を要件に加える。
- ・債務の免除要件を緩和し、**DES**を対象に追加。

中小規模再生特例(※)の創設

(※有利子負債の額が10億円未満の企業再生を対象)

- ・評価損益の計上対象資産について、**資産の評価差額の最低限度を100万円に引下げ**(従来は1千万円)
- ・専門家関与要件について**人数の最低限度を現行の3名から2名に緩和**

⇒有利子負債10億円未満の企業の再生において再生税制の使い勝手向上

<「法的整理(民事再生等)に準ずる私的整理」の現行制度上の適用要件(抜粋)>

・2行以上の金融機関等が債務免除することが定められていること。

免除主体に「地方公共団体」を追加

⇒地方公共団体が債権者となっている第三セクター等にとって再生税制の使い勝手向上

適用手法に「DES※」を追加

⇒直接の債権放棄には応じにくい金融機関にとって再生税制の使い勝手向上

※債務の株式化。財務再構築手法の一種。
(Debt Equity Swap)

○金銭債権を評価損計上対象資産に追加

○一定の企業再生における過去の仮装経理による減額更正額の還付制度への変更

7. その他の改正項目

(1) 中小企業等基盤強化税制 (法人税、所得税)

【概要】 卸売・小売及びサービス業の中小企業者が機械・装置や器具・備品を取得した場合に特別償却(初年度30%)又は税額控除(7%)の適用を可能とする中小企業等基盤強化税制について、適用期限を2年間延長する。

(2) 中小企業等の貸倒引当金の特例 (法人税)

【概要】 貸倒引当金の繰入れについて、通常の繰入限度額の16%分の割増しによる損金算入が認められている事業協同組合等に対する特例措置を2年間延長する。

(3) 事業協同組合等の留保所得の特別控除 (法人税)

【概要】 事業協同組合等の各事業年度における留保所得の32%相当額の損金算入が認められている特別控除制度について、対象となる組合を「設立後10年以内の組合」とした上で、2年間延長する。

(4) 信用保証協会が受ける抵当権設定登記等の税率軽減 (登録免許税)

【概要】 中小企業の資金調達コストを軽減し、中小企業金融の円滑化に資するため、信用保証協会の抵当権設定登記等に伴う登録免許税の軽減措置を2年間延長する。